

苓北町
第4期 障がい福祉計画
(素案)

計画期間 [自 平成27年 4月 1日
至 平成30年 3月31日]

熊 本 県

苓 北 町

平成27年 月 策定

目 次

1 計画の推進にあたって

- 1) 障害者総合支援法制定の背景
- 2) 障害者総合支援法のポイント
- 3) 障害福祉サービスの体系
- 4) 利用者負担の仕組みと改善策
- 5) サービス支給までの流れ
- 6) 障害支援区分
- 7) 日中活動と住まいの場の組み合わせ

2 数値目標の設定

- 1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3) 地域生活支援拠点等の整備
- 4) 福祉施設から一般就労への移行
- 5) 就労移行支援事業の利用者数

3 数値目標の設定

- 1) 訪問系サービス
- 2) 日中活動系サービス
- 3) 居住系サービス
- 4) 相談支援
- 5) 障がい児通所支援系サービス

4 地域生活支援事業

- 1) 必須事業
- 2) 任意事業

5 PDCAサイクルの導入

障がい福祉計画

1 計画の推進にあたって

苓北町第4期障がい福祉計画は、苓北町障がい者計画の分野別施策である「生活支援」に関する計画となります。

すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活等が送れるよう、次に掲げる点に配慮して数値目標及びサービス見込量を適切に設定し、その実現に向けた供給体制の確立を目指します。

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類・程度を問わず、障がいのある人等が自らその居住する場所を選択し、障害福祉サービス、またはその他の支援を受けられる施策の推進を図ります。

町を主体とする仕組みと、3障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を、町を基本とする仕組みに統一するとともに、身体・知的・精神といった障がい種別に格差のない、均衡のとれた障害福祉サービスの提供をめざします。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した利用者本位の障がい福祉サービス等の提供基盤を整えます。

1) 障害者総合支援法制定の背景

平成15年度から新たな障がい者施策として支援費制度が導入されました。これにより障がい者が自ら利用したいサービスを選択できるようになり、障がい児のサービスをはじめ、利用量は大幅に増加しました。しかし支援費制度は、これほどの利用増を想定していなかったこともあり、財政的に制度を維持することが困難となりました。

このような状況の下、「社会福祉基礎構造改革」「三位一体改革」に基づき、新たに「障害者自立支援法」が制定、平成25年4月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。)が施行され、目的として「他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を掲げています。

障害者総合支援法では、市町村が自らサービスの支給を決定し、福祉サービスを一元的に実施する仕組みとなっていることから、市町村内におけるニーズを把握し、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を含めて計画的なサービスを提供するため、「障がい福祉計画」の策定を義務づけています。

障害者総合支援法の目的

他の障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がいのある方及び障がいのある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある方及び障がいのある児童の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

2) 障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法のポイントは以下のとおりです。

3 障がい種別の施策を一元化

障がい者の福祉サービスを障がい種別に関わりなく、一元化することにより、障がい種別によるサービスの格差を是正します。

利用者本位のサービス体系に再編

障がい種別ごとの施設や事業区分をなくし、24時間施設に保護された生活から地域と交流する生活への転換を図ります。

また、規制緩和を進め、空き教室や空き店舗等の既存の社会資源を有効に活用します。

就労支援の抜本的強化

就労を支援する事業等の創設により、保護型施策からの転換と一般企業への就労移行を図ります。

支給決定の透明化、明確化

手続きや基準の透明化、明確化を目的とした、支援の必要度を判定するための全国共通の基準を設置します。

安定的な財源の確保

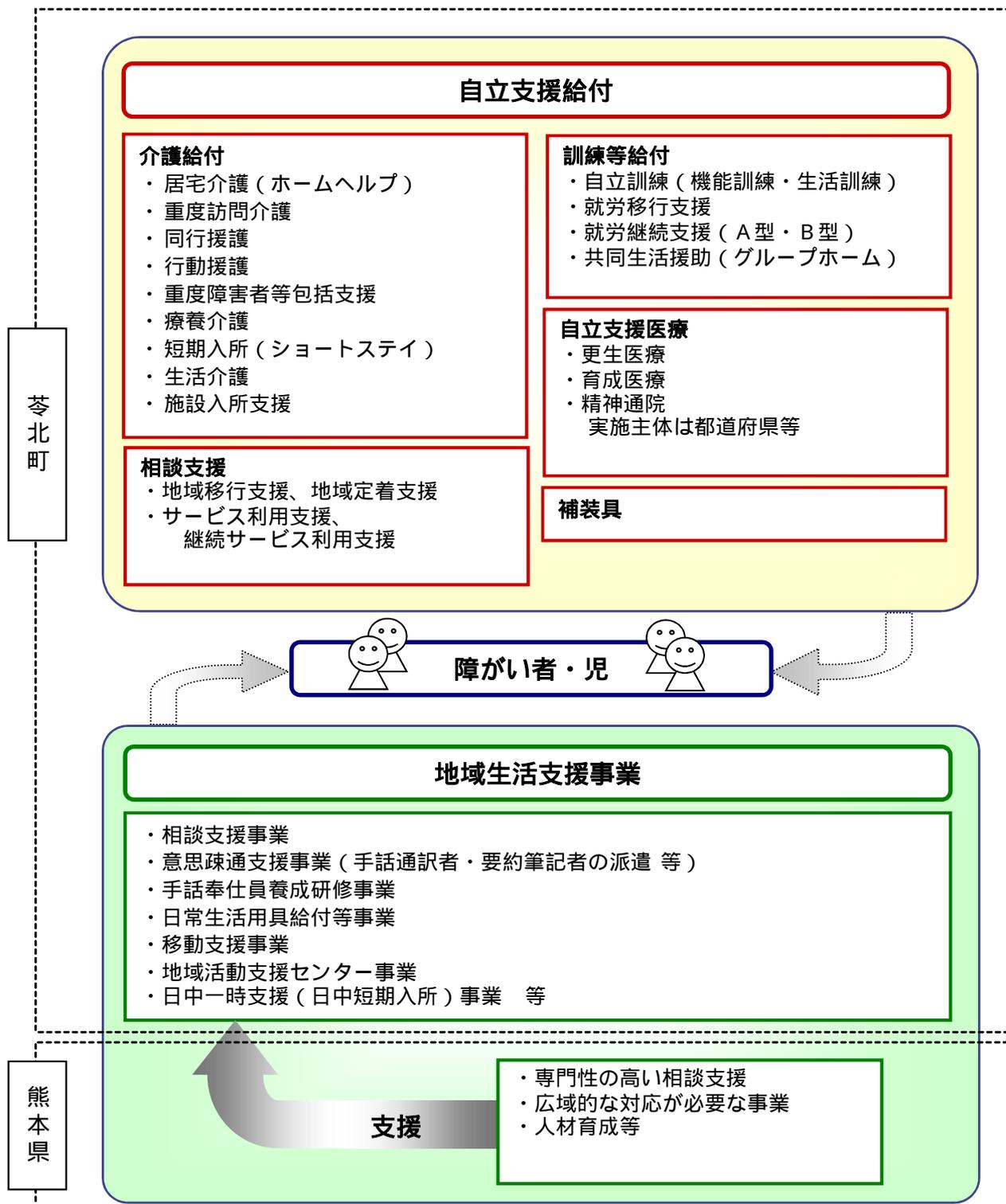
福祉サービス等の負担を皆で支え合う仕組みを強化するため、福祉サービス等の費用について、負担の公平化や財政責任の明確化を図ります。

また、必要な経費は皆で支え合うという観点から、障がい者の方にも原則1割の利用者負担を求めつつ、所得に応じた負担上限を設けます。

3) 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、住居等の状況)を踏まえ、個別に支給される「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護を必要とする場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられることになります。



4) 利用者負担の仕組みと改善策

障害福祉サービスの利用者負担に関しては、原則的に利用したサービス費用の1割を負担することになっていますが、月額負担額には上限が設けられているとともに、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

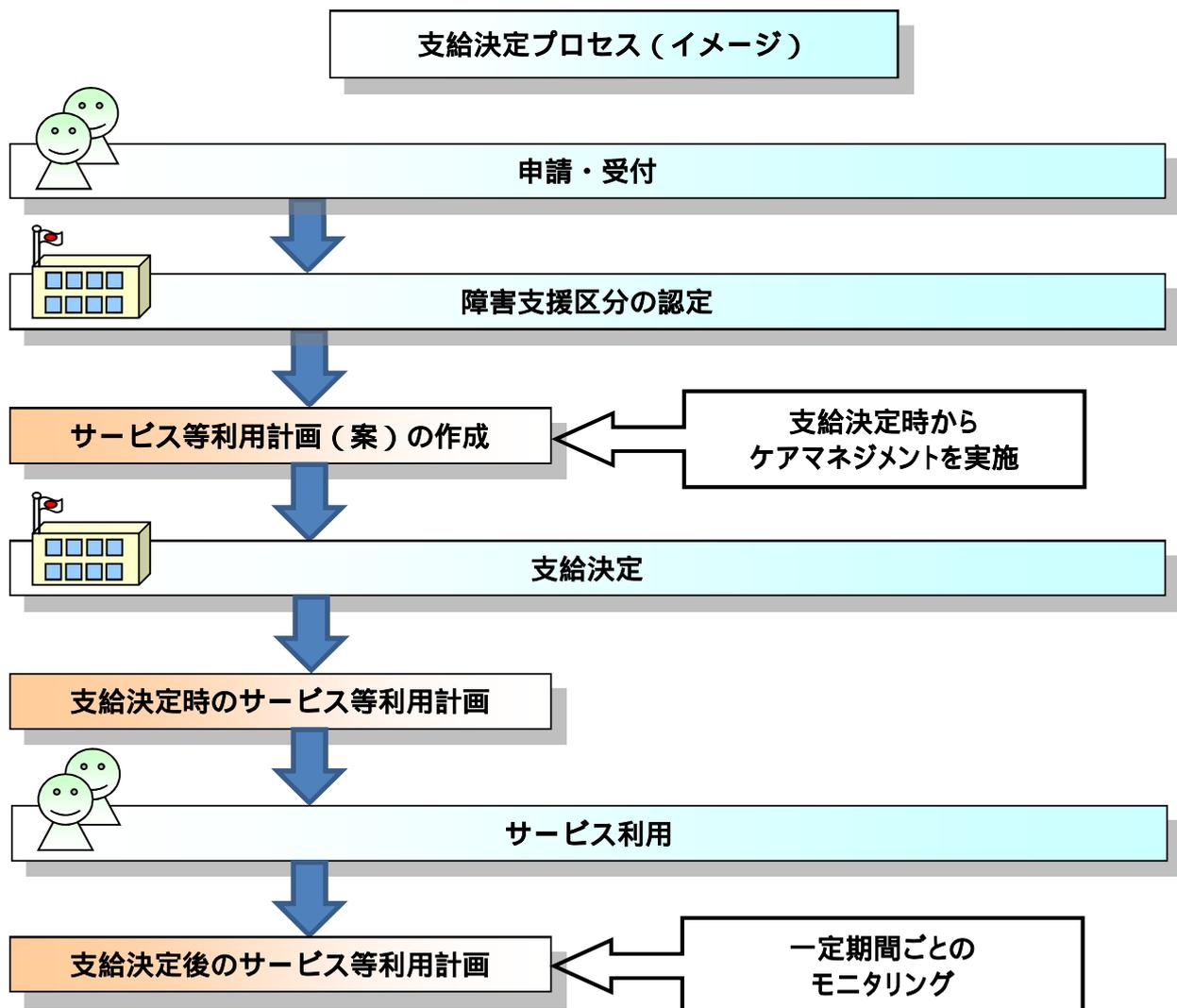
なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられており、内容については以下の通りとなっています。

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設 (事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	利用者負担の負担上限月額を設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
			事業主の負担による就労継続支援A型事業の減免措置			医療型個別減免(医療・食事療養費と合わせ上限額を設定)
食費光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費負担を減免)	通所施設を利用した場合は、軽減措置を受けることができる。	食費の person 件費支給による軽減措置		補足給付 (食費・光熱水費負担を減免)	

5) サービス支給までの流れ

支給決定プロセスについては平成24年4月1日以降、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とすよう見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとされています。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」を市町村が指定し、また、障がい児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画を作成することになります。



6) 障害支援区分

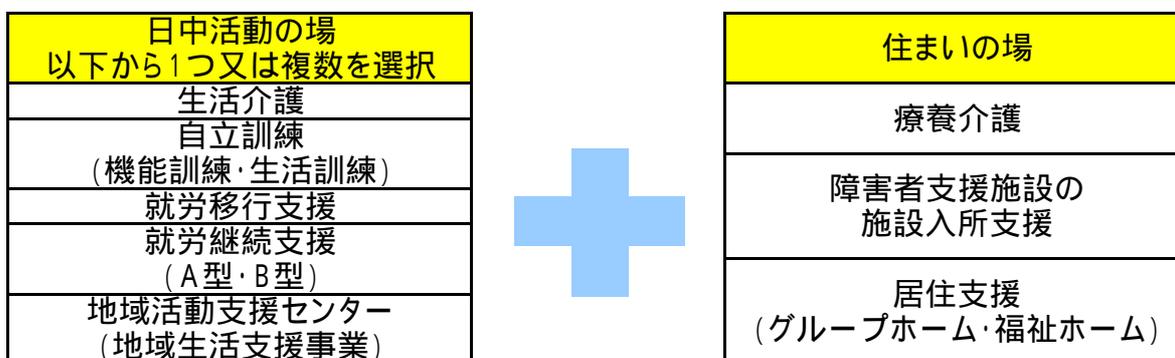
障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障害に関連する項目(34項目)、特別な医療に関連する項目(12項目)の計80項目の調査を行い、医師意見書の一部項目(24項目)を活用して一次判定を実施し、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案して市町村審査会で審査判定を行い、市町村が認定します。

7) 日中活動と住まいの場の組み合わせ

障害福祉サービスでは、入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択することができます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されています。なお、地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能となっています。



2 数値目標の設定

1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
<p>平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> <p>また、平成29年度末の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p>

目標設定の考え方
<p>本町においては、平成25年度末時点の施設入所者は29人となっています。</p> <p>このため、平成29年度末における施設入所支援の利用者の見込みを27人とし、グループホーム等での地域生活へ移行することを目指します。</p>

		人数	備考
平成25年度末時点の施設入所者数【A】		29人	
平成26年10月時点の施設入所者数		28人	
平成29年度末時点の施設入所者数【B】		27人	
目標値	削減見込み【A】 - 【B】	2人 6.9%	平成29年度末時点の施設入所者数の削減見込み
	地域生活移行人数	2人	平成27～29年度の期間で、施設入所からグループホーム等へ移行する方の見込み

2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本方針
<p>平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率：64%以上</p> <p>平成29年度における入院後1年時点の退院率：91%以上</p> <p>平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上削減 すべて、熊本県において成果目標は設定</p>

3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備。

苓北町における考え方

天草圏域では、2市1町で自立支援協議会を設置しており、この協議会で、相談、体験の機会・場、緊急時の受入、専門性、地域の体制づくり等の5つの機能を果たすために、既存の事業所の機能強化なども考えながら、天草圏域の各市町又は圏域に設置するのか検討・協議をおこなっていく。

4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方

本町においては、平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した障がい者は0人となっています。

平成29年度において就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者の数値目標を1人として、企業に対する障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、各種支援制度の周知に取り組みます。

		人数	備考
平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の人数		0人	
目標値	平成29年度の一般就労移行者数	1人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み

5) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数から、6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標設定の考え方

本町においては、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数は0人となっています。

平成29年度末において就労移行支援事業の利用者の数値目標を3人として、就労移行支援事業の利用促進に取り組みます。

		人数	備考
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数		0人	
目標値	平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	3人 -	

3 サービスの見込みと確保

平成26年10月の障害福祉サービスの利用実績を基に、障がい者の増加、退院可能な精神障がい者の利用、施設入所者の地域生活への移行に伴うサービスの増加、特別支援学校の卒業者の利用等を勘案し、見込み量を推計しています。

1) 訪問系サービス

(1月あたり)

	H27	H28	H29
居宅介護	【必要量】	【必要量】	【必要量】
重度訪問介護	388時間	404時間	420時間
行動援護	【利用者数】	【利用者数】	【利用者数】
重度障害者等包括支援 同行援護	6人	7人	8人

居宅介護【介護給付】

障がい者(児)で日常生活に支障のある方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者(身体)で常に介護を要する方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

行動援護【介護給付】

重度の知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常に介護が必要な方に対して、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。

重度障害者等包括支援【介護給付】

常に介護の必要な方で意思の疎通に著しい困難を伴う方に対して、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行うサービスです。

同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を伴う方に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を提供するサービスです。

2) 日中活動系サービス

生活介護【介護給付】

常に介護を必要とする方に、昼間、障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	36	37	38
利用量/人(日)	22	22	22
サービス見込み量(人日/月)	792	814	836

自立訓練(機能訓練・生活訓練)【訓練等給付】

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	6	8	9
利用量/人(日)	22	22	22
サービス見込み量(人日/月)	132	176	198

就労移行支援【訓練等給付】

一般企業等への就職を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の方に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	2	3	4
利用量/人(日)	22	22	22
サービス見込み量(人日/月)	44	66	88

就労継続支援(A型)【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な方に対して、雇用関係を結び、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	4	5	6
利用量/人(日)	22	22	22
サービス見込み量(人日/月)	88	110	132

就労継続支援(B型)【訓練等給付】

通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、一定の賃金水準のもとで継続した就労の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	22	24	26
利用量/人(日)	22	22	22
サービス見込み量(人日/月)	484	528	572

療養介護【介護給付】

病院などへの長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方に対して、病院等の医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を総合的に行うサービスです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	4	4	4

短期入所(ショートステイ)【介護給付】

居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の入所を必要とする方に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

(1月あたり)

福祉型	H27	H28	H29
利用者数(人)	6	7	8
サービス見込み量(人日/月)	62	72	82

(1月あたり)

医療型	H27	H28	H29
利用者数(人)	2	2	2
サービス見込み量(人日/月)	25	25	25

3) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)【訓練等給付】

介護は必要とせず就労している方、または生活訓練・就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある方に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた援助等を行うサービスです。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	13	15	17

施設入所支援【介護給付】

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者で、生活能力により単身での生活が困難な方や地域の社会資源などの状況により通所することが困難な方、または生活介護等を利用している方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	28	28	27

4) 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を勘案し、全ての障害福祉サービス利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	14	15	16

地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた方が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について連絡調整等を行うサービスです。

福祉施設の入所者及び退院可能な入院中の精神障がい者、地域生活への移行者数を勘案して、利用者数を見込みます。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	1	1	2

地域定着支援

居宅で一人暮らししている方の夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制を図るため、連絡調整等を行うサービスです。

地域における単身の障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	1	1	1

障害児相談支援

障害児通所支援の利用児童数を勘案し、利用者数を見込みます。

(1月あたり)

	H27	H28	H29
利用者数(人)	3	4	4

5) 障がい児通所支援系サービス

障がい児通所支援系サービスは、障がい児を対象に、施設等を利用し、昼間に提供される支援サービスで、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後デイサービス」、「保育所等訪問支援」のサービスがあります。

児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するものです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	6	5	4
サービス見込み量(人日/月)	30	20	10

医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、児童発達支援、及び治療を行うものです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	0	0	0
サービス見込み量(人日/月)	0	0	0

放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するものであり、学校教育とあいまって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供するものです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	3	5	7
サービス見込み量(人日/月)	15	25	35

保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うものです。

(1月あたり)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数(人)	0	0	0
サービス見込み量(人日/月)	0	0	0

4 地域生活支援事業

1) 必須事業

相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

【見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	6箇所	6箇所	6箇所

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る事業です。

【見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	0箇所	0箇所	1箇所

ウ) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法施行規則第65条の10の規定において設置するもので、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。

具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行います。

苓北町では平成20年2月に、天草圏域として上天草市、天草市と一体となって、相談支援事業所、民生児童委員、行政機関など障がい福祉に関わる関係機関で構成された天草地域自立支援協議会を設置しています。

【支援の方向性】

- ・ 委託事業者に対し、相談員の確保、養成に向けた研修等の情報提供に努めます。
- ・ 事業の普及・啓発に努めます。
- ・ 相談支援事業を効果的に実施するために、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、地域における障がい者を支えるネットワークの構築に努めます。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

【見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

聴覚及び音声・言語機能障害のある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者等を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

原則として費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定しています。

【支援の方向性】

- ・ あらゆるケースに対応できるよう、手話通訳者と要約筆記者等の人材確保、人材育成に努めます。
- ・ 事業の普及・啓発に努めます。
- ・ 手話奉仕員養成研修については、天草圏域で事業を実施します。

【見込み量】(登録見込み者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修	1人	1人	2人

日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

原則として費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定しています。

【支援の方向性】

- ・ 日常生活上の便宜を図るため、事業の普及・啓発に努めます。

【給付見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	120件	132件	144件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。

法律の改正により、重度の視覚障害者(児)に対する移動支援は、平成23年10月1日から「同行援護」として障害福祉サービス(自立支援給付)に位置付けられています。

【支援の方向性】

- ・ グループ型支援、車両移送型といった柔軟な実施に向け、検討します。
- ・ 事業の普及・啓発に努めます。
- ・ 新規事業者の参入を働きかけ、サービスの量的確保に努めます。

【見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	20人	21人	22人
延べ利用時間数	1,404時間	1,560時間	1,716時間

地域活動支援センター事業

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

本町においては、平成19年4月から地域活動支援センター事業(型)を特定非営利活動法人ひまわりの家に委託し、実施しています。

また 型を、天草圏域で取り組み、町外の事業所に委託し、実施しています。

【支援の方向性】

- ・ 障がいのある方の地域の受け皿として新規事業者の参入を働きかけ、サービスの確保に努めます。
- ・ 今後、障がい福祉サービスの提供事業所への移行等、事業の拡大を働きかけます。

【見込み量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
型	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	16人	16人	16人
型	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	4人	5人	6人

2) 任意事業

町の判断により、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むために行う事業です。

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援するものです。

本町においては、町内の事業所に委託し、実施しています。

【見込み量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数		1箇所	1箇所	1箇所
実利用者数		1人	1人	1人

地域移行のための安心生活支援事業

ア) 緊急時支援事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、一面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

【サービスの見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
緊急時支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
	【対象者数】 2人	【対象者数】 3人	【対象者数】 4人

イ) 地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げ、施設入所者等に対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

【サービスの見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活体験事業	1箇所	1箇所	1箇所
	【対象者数】 2人	【対象者数】 3人	【対象者数】 4人

ウ) コーディネート事業

相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

【サービスの見込み量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コーディネート事業	1箇所	1箇所	1箇所

5 PDCAサイクルの導入

成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を行う。

中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表を行う。

活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行う。

